

令和8年6月4日

保護者 様

尾道市立美木中学校
校長 阿世比丸 一樹

自然災害等による警報が発令された場合の安全対策について

梅雨時期等の大雨や台風、冬の大雪など、自然災害が予想される場合の対応について、生徒の安全確保の観点から、尾道市教育委員会「台風における対応指針」に基づき、次のように基準を定めています。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

1 基本的な対応

1	午前6時の時点で、尾道市を含む地域に「特別警報」が発令されている場合 ⇒【臨時休業】	
2	午前6時の時点で、尾道市を含む地域に「警報」が発令されている場合 ⇒【自宅待機】 ※この時点で「給食は停止」になります	
	午前11時までに警報が解除された場合 ⇒【自宅で昼食をとってから登校】	午前11時以降も警報が継続している場合 ⇒【臨時休業】
	※午前11時までは、いつ解除になってもよいように準備をしておいてください。 ※登校時刻等は「コドモン」でお知らせします。 ※警報が解除された場合であっても、気象状況や交通機関等の状況により、登校することが困難な場合は、無理に登校させず、その旨を学校にご連絡ください。	
3	午前6時から午前8時30分の始業時刻までに「特別警報」または「警報」が発令された場合 ⇒【自宅待機】 ※すでに登校をしている生徒は一旦学校で待機させ、安全確保を図り、下校させる方法を検討します。具体的な下校方法等はコドモンでお知らせします。	
4	午前8時30分の始業時刻以降に「特別警報」または「警報」が発令された場合 ⇒【学校待機】 ※上記3と同様、安全確保を図り、下校させる方法を検討します。具体的な下校方法等はコドモンでお知らせします。	
5	「警報」発令はないものの、地域的に豪雨等になった場合 ⇒【自宅待機】または【臨時休業】を判断し、「コドモン」でお知らせします。	

※特別警報・・・大雨・暴風・暴風雪・大雪

※警報・・・大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪

※警報等の発令状況は、テレビ・ラジオ・インターネット等でご確認ください。

2 生徒への指導事項

(1) 臨時休業中及び自宅待機中は、外出をせず、家庭で自主学習等を行うこと。

(2) 一斉下校時及び警報解除の場合は、次のような点に注意すること。

- ・地盤が緩んでいる箇所近づかない
- ・増水している河川に近づかない
- ・切れた電線に近づかない

3 その他

・学校からの連絡は「コドモン」をご確認ください。

・長期休業中の授業日・部活動についても、上記と同じ対応とします。

・その他、別途連絡をすることがあります。